

令和8年度

『宮城県医療分野参入促進事業費補助金 (試作開発型・販路開拓型)』のお知らせ

宮城県では、県内企業の医療分野への市場参入の推進を図るため、医療分野への参入を目指して行う試作開発、医薬品医療機器等法に基づく許可等取得及び販路開拓等に要する経費に対し、その一部を助成する「宮城県医療分野参入促進事業費補助金(試作開発型・販路開拓型)」を実施します。

補助金の概要を御確認いただき、応募について御検討ください。詳細については、ホームページを御確認いただくか、宮城県新産業振興課までお問い合わせください。

補助金の概要

1 目的

宮城県が集積促進を図っている高度電子機械産業において、重点市場のひとつとして位置づけている医療・健康機器分野で、医療機器・医療周辺機器・福祉機器等による医療分野への参入を目指して試作開発等に取り組む県内企業に対してその費用の一部を助成し、県内企業の医療分野への参入促進を目指します。

2 補助対象事業

- ① 試作開発型：試作開発（製造販売業等（※1）からの具体的なニーズに対して行う試作開発、又は、製造販売業等に対して優位性のある技術を提案するための試作開発等）及び薬事対応（医療分野参入のために取得する医薬品医療機器等法上の業許可、医療機器の製造販売認証等取得（ISO13485 認証取得及び保険適用に係る事業を除く。））
- ② 販路開拓型：医療分野への参入及び取引拡大を目指して行う展示会出展、見本品提供等
※1 「製造販売業等」：医薬品医療機器等法に定める製造販売業・製造業・販売業、学術研究機関及び医療機関

3 補助対象者

- ① 県内に事業所を有する法人及び個人（製造業を主たる事業として営む者）
- ② 医療分野への参入を目指す企業

4 補助率：2分の1以内（小規模事業者にあっては3分の2以内）

5 補助限度額（※2）：5,000千円（試作開発型）、1,500千円（販路開拓型）

※2 複数事業を実施する事業者への補助限度額は5,000千円となります。

6 対象経費：裏面のとおり

募集期間

令和8年4月10日（金）～令和8年5月29日（金）

- ・募集期間内に要綱に定める交付申請書と関係書類を提出願います。
- ・要綱・様式等の詳細は、宮城県新産業振興課のホームページでご確認ください。
- ・申請書類を提出される際は、内容の確認等をさせていただきますので、事前に御連絡の上、新産業振興課までお越しください。

<お問い合わせ>宮城県 経済商工観光部 新産業振興課

担当：スタートアップ支援班 TEL 022-211-2779 FAX 022-211-2729

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shinsan/>



◆ 注意事項

- (1) 今回の補助金の対象となるのは、申請日の翌日から令和9年3月31日までの間に要した経費に限ります。なお、不採択となった場合には、対象期間内の経費であっても補助金は支払われませんので、採択決定前の経費の取扱いには十分留意してください。
- (2) 同一の事業について、「新規参入・新産業創出等支援事業費補助金」との重複申請、その他公的補助金、助成金、奨励金との併用はできません。
- (3) 試作開発型については、申請事業者が企画のみを行い、試作品等の製造・開発そのものを外注又は委託する事業は、補助対象となりません（ただし、共同開発の場合を除く）。
- (4) 医薬品医療機器等法で定める製造販売業許可又は製造業登録を受けてから5年を経過した事業者等は、販路開拓型について交付申請することはできません。

◆ 対象となる経費の詳細

【試作開発型】

経費区分		内 容
試作開発費	原材料費	原材料費及び副資材の購入に要する経費 ・試作開発に直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費
	機械装置費	機械装置の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費 ・自社により機械装置を製作する場合の部品等を含む 注) 申請時における補助対象経費総額の2分の1を上限とする
	工具器具費	工具器具の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費 ・試作開発で使用するための工具・器具の購入に要する経費 ・試作開発で使用するための工具・器具を外注により試作、改良、据付、修繕をした場合に要する経費 ・試作開発で使用するための工具・器具を借上した場合に支払われる経費
	外注加工費	外注加工に要する経費 ・原材料等の再加工及び設計等を外注する場合に要する経費
	分析等費	分析等に要する経費 ・試作開発に必要な分析、解析、試験等に支払われる経費
	技術指導受入費	技術指導の受入に要する経費 ・試作開発を行うに当たって外部からの技術指導を特に必要とする場合及び産業財産権の導入に支払われる経費
	人件費	試作開発に直接関与する者の人件費 ・ただし、直接作業時間に対するものに限る 注) 試作開発費に占める人件費の割合は2分の1を上限とする
	その他の経費	・その他、試作開発に当たって、特に必要と認められる経費
	薬事対応に係る経費	委託費
報償費		製造販売認証取得等の外部専門家による指導の受入に要する経費
旅費		製造販売認証取得等に必要な調査等、出張に要する経費
負担金		製造販売認証取得等のために必要な申請手数料等に要する経費 ・医療機器の製造販売認証等申請に係る手数料 ※製造販売業許可及び製造業登録申請に係る手数料は除く
その他の経費		・その他、薬事対応に当たって、特に必要と認められる経費

※川下企業等から受託費がある場合の補助対象経費は、補助事業に要する経費からその受託費を控除した額となります

【販路開拓型】

経費区分	内 容
展示会出展経費	展示会出展に要する出展料、展示装飾費、輸送費、広報物作成費、旅費宿泊費等の経費 ・出展料（小間代、登録料等出展に要する経費）、展示装飾費、輸送費（輸送に係る保険料を含む）、広報物作成費（注：補助対象事業のため、新規に作成したものに限り）、旅費
サンプル製作費	評価、実証、試用のために医療従事者等へ貸し出すサンプル製作に要する経費 ・サンプル製作のための原材料費（※販売目的商品の仕入れに要する経費は除く） ※サンプルは無償貸与し、評価等期間満了後は回収すること 注1) 補助対象経費は1申請者当たり1,000千円を上限とする。ただし、当該サンプル製作費の申請時における補助対象経費総額に占める割合が2分の1を超える場合は、本申請に係る補助対象経費の総額は当該割合が2分の1となる額を上限とする。 注2) 同一製品の適用は1回限りとする。
その他の経費	・その他、販路開拓に当たって、特に必要と認められる経費